

# 多摩市災害廃棄物処理計画

## 【概要版】

平成31年3月

### 1 計画作成の目的

今後発生が予測される大規模災害に対応するため、今までの災害復旧の経験や技術の蓄積を活かしながら本市における課題等を抽出し、組織体制の構築や科学的知見に基づく災害廃棄物処理に関する必要な想定を行い、具体的かつ実効性のある計画を策定し、市民の生活基盤の早期回復と生活環境の確保に万全を期すことを目的とします。

多摩市災害廃棄物処理計画は、多摩市地域防災計画の災害廃棄物処理の処理に係る対応についてその方策を示すことにより、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施を目指すものです。

### 2 組織及び協力支援体制

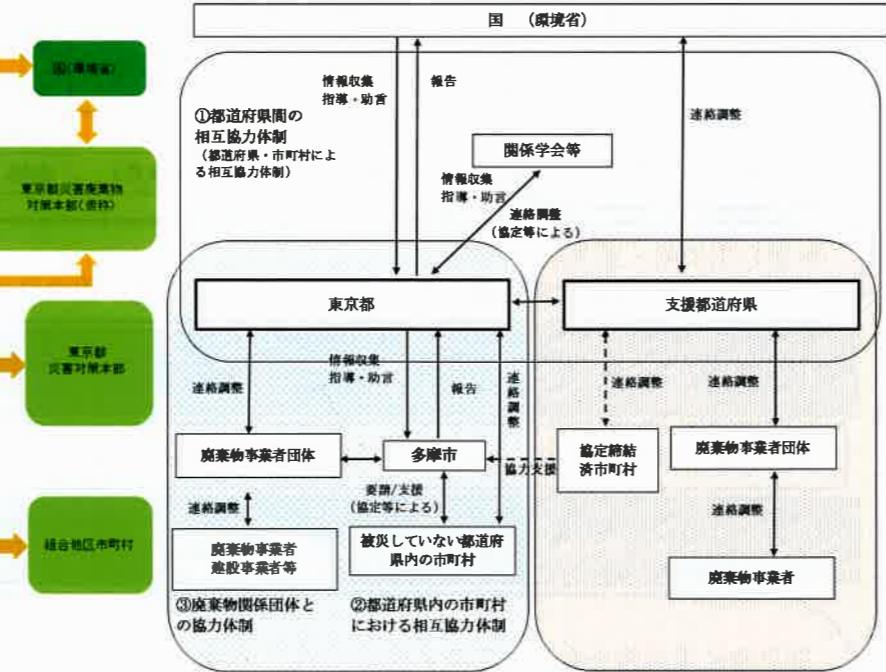
#### (1) 組織体制及び協力支援体制の構築

災害が発生した場合、多摩市地域防災計画における災害対策本部が設置され、清掃対策部（環境部）が主体となって災害廃棄物処理を行います。被害状況に応じて、災害支援協定等に基づき、他自治体や民間事業者への支援の要請を行います。災害規模が大きく独自処理が困難な場合は、国や都に事務委託等を行います。

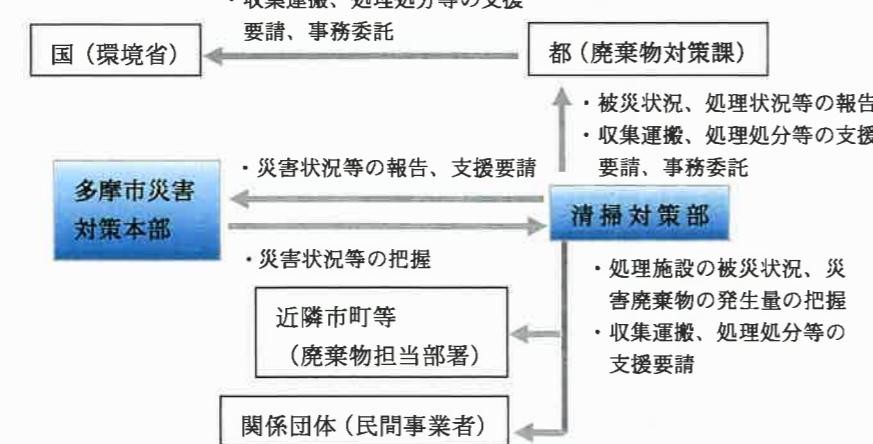
##### ①組織体制



##### ②協力支援体制



##### ③情報収集



#### (2) 情報収集

災害時には、清掃対策部において情報共有するとともに、災害廃棄物発生量に関する情報国及び都に報告します。また、情報は被災状況が明らかになるにつれて、刻々と更新されるため、常に最新の情報を収集します。

### 3 災害廃棄物処理

#### (1) 処理方針

##### ①衛生的な処理

生活系ごみ（避難所含む）、し尿等は、生活衛生の確保を最優先事項として取り組みます。

##### ②迅速な処理

早期の復旧・復興を図るために時々刻々と変化する状況に対応しながら迅速な災害廃棄物処理を行う。

##### ③計画的な処理

仮置場、処理施設等を効率的に運用し、既存施設での処理が困難な場合は、他自治体や民間施設等での処理を検討します。

##### ④環境に配慮した処理

十分に環境に配慮し、適正処理を推進する。

##### ⑤リサイクルの推進

現状の分別区分に合った分別収集で、リサイクルを推進する。

##### ⑥安全な作業の確保

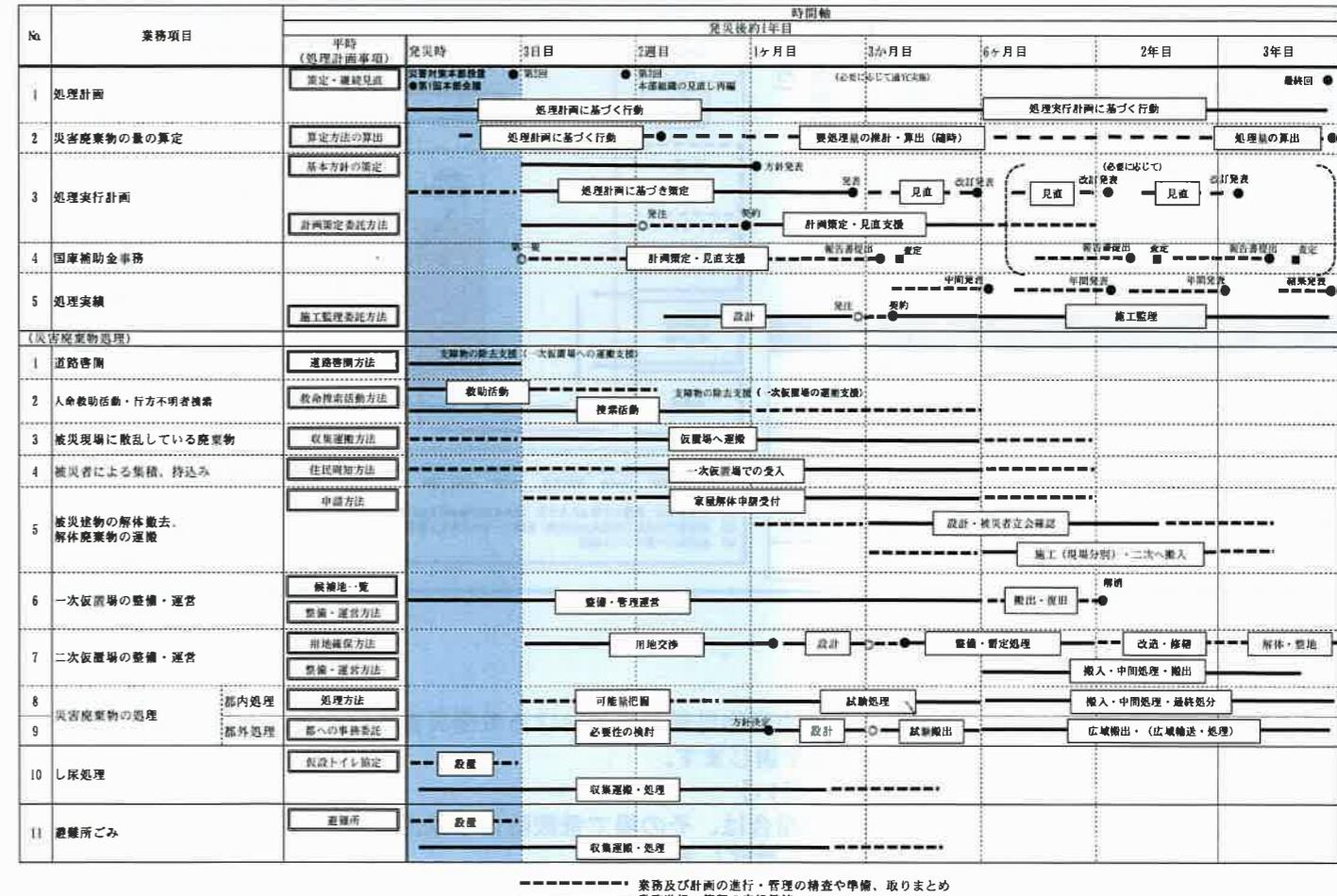
現場作業の安全を確保しつつ、周辺の生活環境にも配慮を行います。

##### ⑦経済性に配慮した処理

最小の費用で最大の効果が上がる処理方法を可能な限り選択する。

#### (2) 処理スケジュール

- ・復旧、復興に向け、本市、都、事業者、住民が連携し処理を行い、3年以内に処理業務を完了することを目標とします。
- ・災害規模や災害廃棄物の発生量に応じて、仮置場や処理期間等の見直しを行います。
- ・大規模災害で膨大な災害廃棄物の発生が見込まれ、処理が困難な場合は、都、国と連携調整の上、広域処理等の調整を行います。



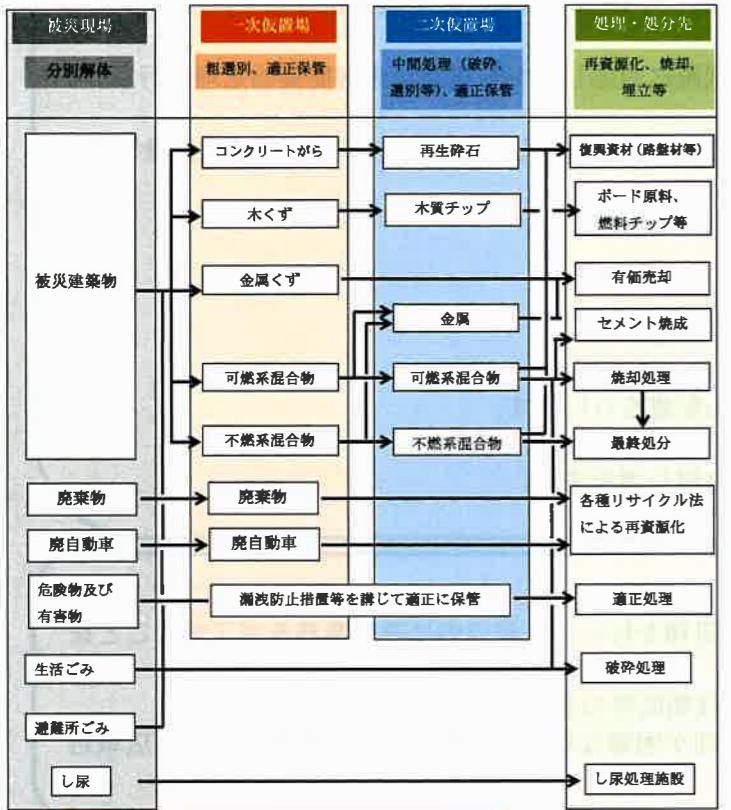
## (3) 分別・処理フロー

災害廃棄物の処理の基本方針、発生量・処理可能量、廃棄物処理施設の被災状況を想定しつつ、処理フローを設定します。

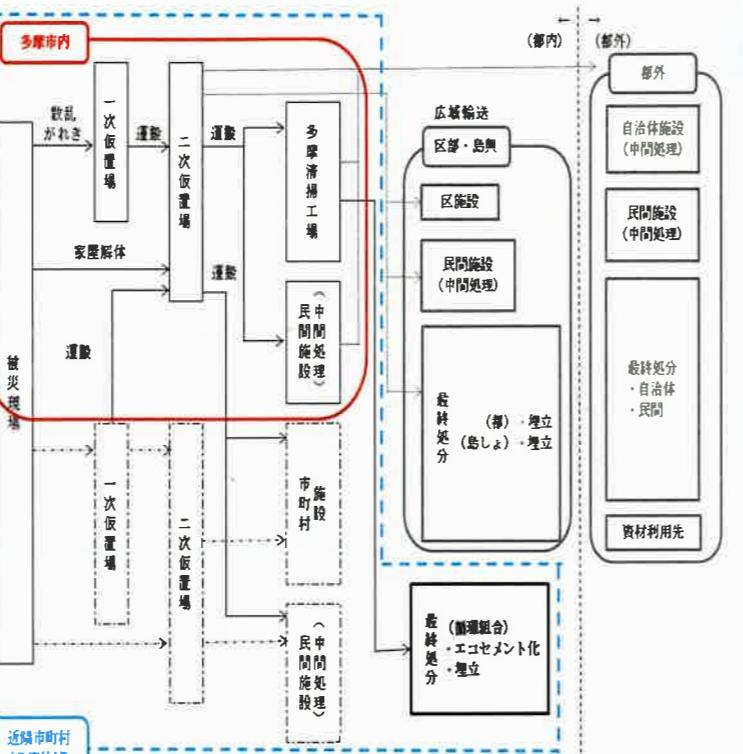
応急対応期：災害の種類、規模に応じて適宜見直し、分別・処理フローを設定します。

復旧・復興期：災害廃棄物処理の進捗状況に合わせ分別・処理フローを見直します。

## ①分別フロー



## ②処理フロー

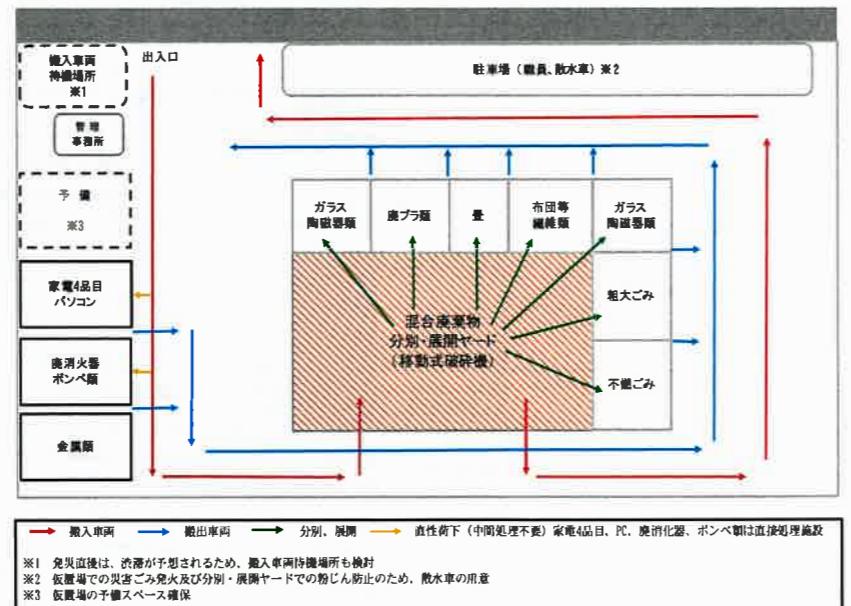


## (4) 仮置場

平常時において、仮置場候補地の検討を進めます。膨大な量の災害廃棄物を迅速に処理するためには早期の仮置場の設置が必要となります。

## ②仮置場の作業機械数量（参考）

機械	数量	摘要
パックホウ（グラップル）0.7 m <sup>3</sup> 級	2台	選別用
パックホウ（グラップル）0.45 m <sup>3</sup> 級	2台	選別用
パックホウ（スケルトン）	1台	選別用
切断機（0.7 m <sup>3</sup> ）級	1台	選別用
ホイールローダー	1台	展開・積込用
粗選別機	1台	選別用

①参考  
仮置場のレイアウト

## (5) 環境対策・モニタリングの実施

## 【モニタリング】

周辺の地域住民の生活環境への影響を災害廃棄物処理現場における労働災害を防止し、大気、悪臭、騒音・振動、土壌、水質等への影響を低減する措置を講じます。

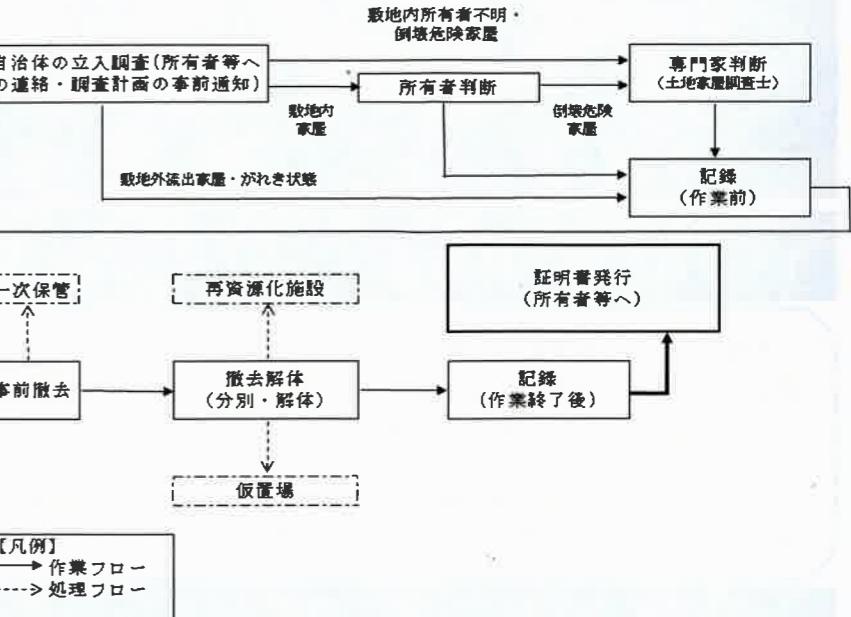
## 【環境対策・適正処理が困難な廃棄物の取り扱い】

有害廃棄物を被災現場から撤去等できない場合は、その場で飛散防止や流出防止を図るとともに、有害廃棄物等についての情報を共有し、安全衛生対策を徹底します。

アスベスト、太陽光発電等の有害物・危険製品、PRTR（科学物質排出移動量届出制度）の対象化学物質。

## (6) 被災家屋の解体・撤去

発災時は、環境省の災害廃棄物処理事業において、基本的に家屋の解体費用は補助対象外となっていることから、災害廃棄物の処理のうち、住宅の解体・撤去は、被災者に支給される生活再建支援金等による自己負担を原則とします。極めて甚大な被害が生じ、生活環境保全上の支障が生じないよう、速やかに解体・撤去作業を行う必要があることから、国による特別措置により、国庫補助による解体費用の負担が認められることもあり、今後、本市において大規模災害が発生し、同様な措置が認められた場合には、本市の事業として実施します。



## (7) 再資源化

災害廃棄物は、処理方法によっては再生利用可能なものを大量に含んでおり、復旧・復興時の資材として有効に活用される必要があります。積極的に再生資材として有効利用していきます。

災害廃棄物	再生資材
コンクリートがら	路盤材、骨材、埋め戻し材等
アスファルトがら	骨材、路盤材等
解体大型資材（柱材、角材）	パーティクルボード、木炭、その他リユース材、燃料等
大型生木（倒木、流木）	製紙原料、木炭、その他リユース材、燃料等
木くず	燃料等
タイヤ	チップ化（補助燃料）、セメント原料等
金属くず	金属スクラップ
廃家電（家電リサイクル法対象外）	金属、廃プラスチック

## (8) 思い出の品・遺失物の対応

思い出の品は遺失物法に基づく取扱いを行います。思い出の品の回収対象を定めます。

## 4 住民等の啓発・広報

住民へ正確かつ迅速に災害廃棄物の分別や仮置場の利用方法等についての情報を周知します。

## 5 災害廃棄物処理計画の継続見直し、対策訓練・災害廃棄物処理実行計画の策定

発災時に本計画を有効に活用するとともに、災害廃棄物の処理の核となる人材を育成するため、継続的な見直しが必要です。本計画を基に関係各所管との調整を行いながら、行動マニュアル等の策定を順次進めています。また、関係機関や協定締結団体等と連携し、情報伝達・連絡手段の訓練等を行います。

## 【主な研修・訓練】

- 本計画や業務マニュアル等の内容を環境部、各支所担当との研修等により職員に周知する。
- 都、他自治体、民間業者等との災害協定内容及び要請手順等の再確認。
- 清掃対策部内の各班の役割を再確認する。

## 「災害廃棄物処理実行計画」の策定

発災時には、被災状況を踏まえた災害廃棄物の発生量の推計結果と処理可能量を把握し、災害廃棄物処理計画に基づき、速やかに災害廃棄物処理実行計画を策定していきます。災害廃棄物処理実行計画とは、環境省災害廃棄物の処理方針（マスター・プラン）を基本として策定していきます。処理の進捗に応じて段階的に見直しを行います。